

自転車保険への加入が義務になります



平成30年4月1日から「埼玉県自転車車の安全な利用の促進に関する条例」が一部改正となり、自転車損害保険等への加入が義務化されます。

▼目的

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため

▼変更点

①自転車利用者

県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります。

※未成年者が自転車を利用する場合、保護者などが加入

②自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合、自転車損害保険等への加入が義務になります。

※業務中の事故については、

個人賠償責任保険の対象外

③自転車貸付業者

レンタル業務として自転車

【事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧】

日常生活での賠償責任保険等		
自転車保険等の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社などの団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口となる保険
共済		全労済、市民共済など
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

業務中での賠償責任保険等		
自転車保険等の種類		保険の概要
施設所有者賠償責任保険		業務活動中の事故に備えた保険
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険

を貸し付ける場合、自転車損害保険等への加入が義務になります。

④自転車販売店・学校
自転車損害保険等の加入確認および未加入時の情報提供が努力義務になります。

問合せ 防災安全課 ☎(43) 1111 内線 583・FAX(43) 7656

幸手アートさんぽ SATTE ART SANPO

この事業は、桜まつりの開催に合わせ、まちなかの商店や寺社などにアート作品を飾り、観光客を始め、多くのみなさんに楽しんでもらおうという企画です。

※詳細については、市ホームページ (<https://www.city.satte.lg.jp>) をご確認ください。



展示

期間中、まちなかにはたくさんのアート作品が展示されます。12人の造形作家と地域住民が協同してできあがった芸術空間をお楽しみください。

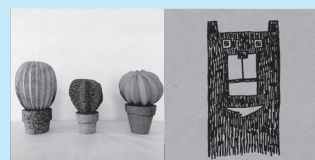
ライブ

期間中、毎日どこかで芸術家のライブパフォーマンスが行われます。

スタンプラリー

各会場のスタンプを台紙に押していくと、福笑いが完成します。勤労福祉会館では、福笑いの展示やスペシャルなスタンプをご用意して、みなさんのお越しをお待ちしています。桜まつり開催中は駅前案内所、桜まつり会場、勤労福祉会館、または展示店舗で案内チラシ(台紙)を配布しています。

とき 3月25日(日) ~ 4月8日(日)
ところ 勤労福祉会館ほか、市内商店や寺社

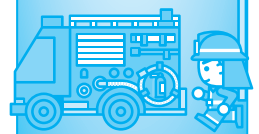


問合せ 商工観光課 ☎(43) 1111 内線 594・FAX(43) 1123

3月1日～7日

春の火災予防運動

火の用心 ことばと形に 習慣に



この運動は、火災が発生しやすいこの時期に防火意識をさらに高めることで、高齢者を中心とする被害者の発生を減少させ、財産の損失も防ぐことを目的としています。

▼危険な習慣していませんか？

コンロ 火を点けたままコンロを離れていませんか？

たばこ 寝たばこをしていませんか？

放火 ゴミを収集日以外の日に出していませんか？

ストーブ 外出するときや就寝前にストーブが消えているか確認していますか？

配線器具 たこ足配線をしていませんか？

▼空家・空地の管理徹底を！

市内で空家・空地の枯草が放置され、危険な状態にある場所が見受けられます。

◎空家の管理は…

・みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。

燃えやすいものを周囲に放置しないようにしましょう。

・定期的な巡回・監視を行いましょう。

・ガス・電気は確実に遮断し、灯油などの危険物は、置かないようにしましょう。

◎空地の管理は…

・枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。

・木くずなど燃えやすいものは置かないようにしましょう。

・フェンスなどで周りを囲みましょう。

▼住宅用火災警報機

市内の住宅用火災警報器設置率は約79%と、全国の約81%を下回る中で、設置済の警報器も電池切れなどの時期を迎えています。そこで、警報器設置状況について、消防職員がご自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。ご理解

とご協力をお願いします。

期間 3月1日(木)～30日(金)

(金)

対象 市内一般住宅1000戸

▼住宅用火災警報器取付支援

高齢者(65歳以上)世帯や障がい者世帯(障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯)などのうち、警報器を設置することが困難な世帯を対象に取付支援を行っています。

申込み 消防署または組合ホームページ(<http://saitama.toh119.jp/scfb/>)で配布する申請書に必要な事項を記入の上、お近くの消防署に持参または郵送してください。

※直接持参する場合は、午前8時30分～午後5時15分

注意事項 取付けは無償ですが、警報器は申請者本人が事前に購入をお願いします。

※消防署の名を語り警報器の販売などと言葉巧みに家に上がり込み、室内を物色される被害が増えています。十分ご注意ください。

問合せ 埼玉東部消防組合 幸手消防署 ☎(42)9119

障がいは、先天的なもののほか、事故や病気で生じたもの、加齢に伴うものなど、発生する時期はさまざまです。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目的に、国は、「障害者差別解消法」を平成28年4月に施行しました。法律が出来てから間もなく2年が経過しますが、まだ多くの人に認知されていないのが現状です。

この法律では、行政機関やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、「不当な差別的取扱い」をしてはならないことや、障がいのある人が困らないように「合理的配慮」(事業者は対応に努めること)をすることになっています。

「不当な差別的取扱い」とは、例えば、「障がいがある」という理由だけでアパートへの入居を断ることや、店舗への入店を断るなどが挙げられます。

「合理的配慮」とは、例えば、聴覚障がいの人には、声だけではなく筆談で対応する、視覚障がいの人には、文書だけではなく声に出して読み上げるなど、障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った必要な工夫を考えて対応することなどです。

誰もが支え合い共生できる社会を実現するためには、行政機関や事業者はもとより、一人ひとりが、障がいのある人の立場になって考え、行動することが大切ではないでしょうか。



人権それは愛

障がいのある人の人権
～共生社会の実現に向けて～